

平成15年度における株式譲渡益課税等の改正案について

株式譲渡益課税関係

1. 上場株式等の譲渡益課税

- ・ 平成15年1月1日から平成19年12月31日まで（5年間）
優遇税率10%の適用（国税7%、地方税3%）
（注）基本税率は、国税15%、地方税5%（上場株式等の場合）
（注）上場株式等とは、国内・国外証券取引所等に上場されている株式等であり、
上場ETF、上場REIT等も含まれる。
（注）地方税については申告に基づいて課税される場合には翌年度課税。
- ・ 優遇税率10%の創設に伴い、平成15年1月1日より、100万円特別控除及び長期所有の暫定税率の特例（国税7%、地方税3%）は廃止。

2. 源泉徴収口座（源泉徴収ありの特定口座）における源泉徴収方式の改善及び優遇税率の適用

平成15年分

- ・ 毎月ごとの源泉徴収税額の納付・還付（現行どおり）及び年末一括還付（1月～3月分は国税15%、4月分以後は国税7%の源泉徴収税率）
（注）地方税分については、賦課決定方式（申告不要）により投資家自身が納付（給与からの天引き有り）。
- ・ その年中に源泉徴収した所得税額のうち、年間通算所得金額の7%相当額を超える分は、年末に一括して還付。

平成16年分～19年分

- 年初からの通算所得金額の増減額の10%（国税7%、地方税3%）の源泉徴収又は還付を行い年末において還付されずに残っている税額を翌年1月までに一括納付
- （注）地方税分については、道府県民税として課税（納付先は顧客住所地の都道府県）

平成20年分～

年初からの通算所得金額の増減額の20%（国税15%、地方税5%）の源泉徴収又は還付を行い年末において還付されずに残っている税額を翌年1月までに一括納付

（注）地方税分については、道府県民税として課税（納付先は顧客住所地の都道府県）

源泉徴収口座に係る年間取引報告書の税務署への提出不要（平成15年分～）

（注）市町村への提出については、平成16年分以降不要。（ただし、平成15年分については16年2月末日までに、16年1月1日現在の顧客住所地の市町村に送付する必要。）

複数の源泉徴収口座間や一般保護預り口座との損益通算、損失の繰越しの適用を受ける場合には、確定申告（現行どおり）

3. 簡易申告口座（源泉徴収なしの特定口座）関係

平成15年分～19年分

年間取引報告書を添付のうえ、確定申告（国税7%、地方税3%）

平成20年分～

年間取引報告書を添付のうえ、確定申告（国税15%、地方税5%）

（注）国税につき、確定申告を行えば、地方税も申告があったものとみなされる。
また、地方税分については、賦課決定方式により投資家自身が納付（給与からの天引き有り）（いずれも従来どおり）

（注）地方税については翌年度課税

4. 一般の譲渡益課税

上記3と同様の取扱い（ただし、年間取引報告書の代わりに、計算明細書を添付）

配当課税

上場株式等の配当等に対する課税の特例

- ・ 平成15年4月1日～12月31日
源泉徴収税率10%（国税10%）
（注）うち3%に相当する分については、地方交付税として、国から地方公共団体に交付。
- ・ 平成16年1月1日～平成20年3月31日
源泉徴収税率10%（国税7%、地方税3%）
（注）地方税分は、道府県民税として課税（納付先は、顧客住所地の都道府県）
- ・ 平成20年4月～
源泉徴収税率20%（国税15%、地方税5%）
（注）地方税分は、道府県民税として課税（納付先は、顧客住所地の都道府県）

（注）上場株式等とは、国内・国外証券取引所等に上場されている株式等であり、上場ETF、上場REIT等も含まれる。

（注）ただし、大口株主（発行済株式総数の5%以上を所有している株主。以下、同じ。）については、上記の特例の適用はなく、現行どおり。

少額配当申告不要制度の適用上限額の撤廃（平成15年4月1日～）

上場株式等の配当等について、少額配当申告不要制度の1回の支払金額に係る適用上限額（1銘柄につき、年10万円以下）を撤廃し、1銘柄当りの年間配当額が10万円を超える場合でも、源泉徴収のみで納税を完了させることができる。（確定申告をして、配当税額控除を適用のうえ、総合課税を選択することも可能。）

（注）大口株主は、確定申告の義務あり（確定申告の場合には、総合課税。また、配当税額控除の適用あり（現行どおり））。

上場株式等以外の配当等に対する課税

- ・ 源泉徴収は、国税20%（現行どおり）。また、確定申告による総合課税（配当税額控除あり）（現行どおり）。
- ・ 少額配当申告不要制度の適用あり（現行どおり）。

源泉分離選択課税制度（国税35%）は平成15年3月31日をもって廃止。

地方税における少額配当（1銘柄当たり10万円以下）に係る所得割の非課税措置は廃止。

公募株式投資信託課税

平成16年1月1日～平成20年3月31日

- ・ 現行の利子並み課税の対象外とする。
- ・ 源泉徴収税率10%（国税7%、地方税3%）を適用し、上記の少額配当申告不要制度の適用上限額の撤廃が適用される。

（注）確定申告する場合、総合課税（配当税額控除の適用あり）。

（注）地方税分は、道府県民税として課税（納付先は、顧客住所地の都道府県）

- ・ 解約（償還）損については確定申告により、株式譲渡益との通算が可能となる。

平成20年3月31日～

- ・ 源泉徴収税率20%（国税15%、地方税5%）
- ・ 利子並み課税の対象外、少額配当申告不要制度の適用上限額の撤廃は上記と同じ。

以上